

令和4年度第1回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年4月11日(火)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開会 令和4年4月11日午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	3番 杉本 和明	4番 徳永 章
5番 中嶋 英徳	6番 石井 裕	7番 嶋田 正忠
8番 宮本 静子	9番 木山 倫彦	10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	池上 春男	
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

2番 土山 秋吉

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

楠田 源志

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 鈴木 康博

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

## 10. 提出議案

- ・ 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の権利移動について
  - ・ 報告第 2 号 許可不要転用届について
  - ・ 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
  - ・ 議案第 2 号 荒廃農地の非農地判断について
  - ・ 議案第 3 号 農地利用集積計画（案）について
- その他

(吉田事務局長)

それではお揃いですので始めたいと思います。起立

それではただいまから、令和 4 年度第 1 回長洲町農業委員会の定例総会を開会いたします。初めに会長からご挨拶をお願いいたします。

(濱北会長)

改めておはようございます。

今日は令和 4 年度第 1 回の定例会でございます。皆さんは、この桜の花見の時期に花見ができましたか。皆さんもいろいろ役員をしているおられると思いますが、区の総会后に今まではですね、普通なら今までは総会后に花見をしたり、懇談会をしたり飲み方をちょっとしていたように思いますが、ここ 2 年 3 年はほとんどあってないようでございます。本当に残念なことだと私は思います。それから、農業新聞をたまに見るんですけど、他の市町村では、今、人・農地プランの実質化が進んでおるようでございます。進んでおるところが新聞に載るわけでございますけど、この長洲町も昨年から人・農地プランの実質化に向けた計画を去年は第一歩踏み出したように思います。

できるところから、進めていきたいというふうに思いますが、それには地主さんとか、それから関係者がおりますので、緊張感を持ってそして対応するためには、穏やかな気持ちで進めていってもらいたいなというふうに思います。なかなか難しい問題でございますが、よろしくをお願いいたします。今日第 1 回の総会でございますが、1 年間よろしく願いします。

(吉田事務局長)

ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員を報告いたします。2 番土山委員、推進委員の楠田委員の方から欠席の届け出の連絡がっております。本日の出席委員は 10 名中 9 名であり定数に達しておりますので総会は成立することをご報告いたします。それでは長洲町農業委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長が会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

(濱北会長)

はい。わかりました。それでは議事に入ります。本日の提出議案は、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の権利移動について、報告第 2 号許可不要転用届について、議案第 1 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 2 号荒廃農地の非農地判断について、議案第 3 号農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、7 番嶋田委員、8 番宮本委員にお願いをいたします。

早速議事に入ります。1 ページです。報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動届についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届け出が

ありましたので次の通り報告いたします。届け人、届け出地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載の通りです。簡単ですが以上で報告第1号の説明を終わります。

(濱北会長)

今 事務局より説明がありましたが、この件について何か質問等ございますか。大丈夫ですか。はい。ありがとうございます。なければ、報告第1号を終わります。

(濱北会長)

次に進みます。2 ページです。報告第2号許可不要転用届についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(吉田事務局長)

はい、それでは報告第2号許可不要転用届がありましたので次の通り報告いたします。議案書の2 ページに受付番号7番および8番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載の通りです。なお備考欄に許可不要規定を記載しておりますのでご覧ください。申請理由につきましては議案書記載の通り、送電用電気工作物の鉄塔の建て替えのためとなっております。以上で報告第2号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございます。事務局より説明がございました。この件について何か質問等ございますか。ないですか。はい。なければ、報告第2号もこれをもって終わります。

次に進めます。4 ページです。

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をしてください。

(吉田事務局長)

はい。議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次の通り提出いたします。議案書の4 ページから7 ページ、受付番号22番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載の通りです。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1 ページから3 ページを合わせてご覧ください。申請理由につきましては、太陽光発電設備の設置に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断している、申請地の他に適当な代替率がない場合には、原則として許可することになっております。資力につきましては金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため決当と判断をしております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、許可日より1年間で完成予定であり適当と判断をします。計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電設置のための面積に必要な面積であるため適当と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。周辺農地等に係る営農条件の支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないように慎重に施工するという事です。万が一

周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するということです。その他、給水生活雑排水および汚水はありません。雨水は自然浸透ということです。以上受付番号 22 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局より説明がありました。補足説明を農業委員 9 番の木山委員にお願いいたします。

(木山委員)

9 番の木山です。この場所はですね、腹赤小学校グラウンドの北西 100 メーターぐらいのところになります。この畑は周りはブロックで囲ってあり、整備されて何ら問題はないと思います。審議のほどよろしく願います。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。続きまして、推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

(中村推進委員)

中村です。楠田委員がちょっと来れないということで、代理で行ってきました。見たところ、説明がありましたように、別に何の問題もありません。審議の方よろしく願います。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。今事務局、農業委員、それから担当推進委員より説明がございました。この件について質問等はございますか。ないですか。はい。ありがとうございます。ないようです。それでは採決をいたします。

議案第 1 号を受付番号 22 番について、原案の通り許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(濱北会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 1 号受付番号 22 番は原案の通り許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。8 ページです。受付番号 23 番を議題といたします。

(濱北会長)

事務局より説明をしてください。

(吉田事務局長)

はい。それでは議案書の 8、9 ページ、受付番号 23 番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載の通りです。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5 ページ、6 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、駐車場用地に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 100 条第 1 項第 1 号の用途地域を定められた地域であるため、第 3 種農地であり、原則許可となっております。資力につきましては、金融機関からの残高証

明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和4年8月31日完成予定であり、適当と判断をしております。計画面積の妥当性につきましては、駐車場用地として必要な面積のため適当と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないよう慎重に施工することです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応することです。その他給水生活雑排水および汚水はありません。雨水は自然浸透ということです。以上、受付番号23番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を8番宮本委員にお願いいたします。

(宮本委員)

この場所は501通りの航送船の方に向かって、信号の方からちょっと先の方に行ったところになります。周りは住宅地で、駐車場ということですので何の問題もないかと思われま。審議のほどよろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

(濱崎推進委員)

推進委員の濱崎です。先ほどの説明の通り何ら問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局、農業委員それから担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。はい。ありがとうございます。なければ採決をいたします。議案第1号受付番号23番について、原案の通り許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第1号受付番号23番は、原案の通り、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。10ページです。受付番号24番を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(吉田事務局長)

はい。それでは議案書の10、11ページ、受付番号24番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載の通りです。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の7ページから9ページをあわせてご覧ください。申請理由に

つきましては、資材置き場用地に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域であるため、第 3 種農地であり、原則許可となっております。資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定令和 4 年 8 月 31 日完成予定であり、適当と判断をしております。計画面積の妥当性につきましては、資材置き場としての必要面積であるため、適当と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはありません。周辺農地となる営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないよう慎重に施工するということです。また万一周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するということです。その他、給水生活雑排水および汚水はありません。雨水は自然浸透ということです。以上、受付番号 24 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局より説明がありました補足説明を農業委員 8 番の宮本委員にお願いいたします。

(宮本委員)

宮本です。この場所は役場を出て市原製網の手前から入って行って、4 件目ぐらいのところになりますけれども、手前には住宅がありますけれども、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

(濱崎推進委員)

推進委員の濱崎です。はい。こちらは第 3 種農地ということで、説明の通り問題ないかと思えます。よろしくお願ひします。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局、農業委員それから担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等ございますか。

はい。どうぞ。

(中嶋委員)

この場合は雑種地になるんですかね。

(事務局前田)

資材置き場なので、地目は雑種地になるかと思えます。

(中嶋委員)

ということは、もう雑種地になった場合は次は家建てても別に問題はないということですね。はい。

(事務局前田)

そうですね。はい。

(中嶋委員)

その譲受人は、工場かなにかでそこに資材を置かなければならないのですか。

(事務局前田)

造船の中に入っていて、工場にちかいからという理由で資材置き場にしたいということです。

(中嶋委員)

裏の道は広いんですか。

(事務局前田)

そんなに広くはないです。

(中嶋委員)

はい。わかりました。

(濱北会長)

他にないですか。

はい。なければ採決をいたします。議案第1号受付番号24番について、原案の通り許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です。議案第1号受付番号24番は原案の通り許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進めます。12ページです。事務局の説明をお願いいたします。

(吉田事務局長)

はい。それでは議案書の12、13ページ、受付番号26番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載の通りです。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の11ページから13ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性が低い農地であるため、第2種農地と判断しており申請地の他に適当な代替地がない場合には、原則として許可できることとなっております。資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書と事業計画等が添付されており、令和4年6月1日より着工予定、令和4年8月31日完成予定であり、適当と判断をしております。計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積をおおむね500平米を下回るため、適当と判断をしております。転用等の妨げとなる権利を有する者についてはありません。周辺農地等に係る営農条件の支障の有無につきましては整地にあたっては、土砂等の流出、崩壊がないよう慎重に施工すると



ということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。その他給水は町上水道、生活雑費水および汚水は町下水道、雨水は雨水マスをも7ヶ所設置して、道路側溝に放流するという事です。以上、受付番号26番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員10番の増岡委員にお願いいたします。

(増岡委員)

増岡です。この案件はですね場所はですね、12、13ページを開いていただいたらわかりますが、古城なんです。こちらの申請地と書いている12ページは、かつて1月に、もう1筆の案件があった場所です。亡くなられた後にブロックとかなんとか作ってあったからってというのはありましたが、条件としては何ら問題はないかと思えます。よろしくご審議ください。

(濱北会長)

はい、ありがとうございました。続きまして推進委員の平木推進委員に意見を伺います。

(平木推進委員)

今、説明があった通りでございます。問題ないと思えます。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何かご意見、質問等がございますか。

(濱北会長)

ないですか。なければ、採決します。

議案第1号受付番号26番について、原案の通り許可相当することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(濱北会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成です。議案第1号受付番号26番は、原案の通り許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。14ページ、事務局の説明をお願いします。

(吉田事務局長)

はい。それでは議案書の14、15ページ受付番号27番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載の通りです。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の15ページから17ページをあわせてご覧ください。申請理由につきましては、侵入通路、駐車場用地に伴う売買による所有権移転となっております。なお、今回の転用に関しましては始末書が添付されており追認案件となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地であり、原則許可を持っております。資力につきましては、金融機関

からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断をしております。申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しております。計画面積の妥当性につきましては、住宅購入に伴う進入通路を駐車場用地の転用であり、宅地と合わせて非農家住宅基準面積をおおむね500平米を下回るため、適当と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有するものについてはおられません。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、既に事業が完了しているため影響はないとのことです。万が一周辺に協力した場合は説明を受け対応するということです。その他、給水、生活雑排水および汚水はありません。雨水は道路側溝に放流ということです。以上、受付番号27番の説明を思います。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局より説明がありました。補足説明を農業委員8番の宮本委員お願いいたします。

(宮本委員)

8番、宮本です。この場所は以前隣の農地も申請がありましたが、501通りを航送船のほうに行って、押しボタン信号を右に入ったところになります。こちらの方も、何の問題もないと思われしますので、よろしくをお願いします。

(濱北会長)

はい、ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

(濱崎推進委員)

こちらの周辺は住宅地となっておりますので、問題ないと思います。お願いします。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。今事務局、農業委員それから担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等ございますか。

(濱北会長)

ないですか。はい。ありがとうございます。ないようですので、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成です。議案第1号、受付番号27番は原案の通り許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。16ページ、議案第2号、荒廃農地の非農地判断についてを議会といたします。

(濱北会長)

事務局より説明をお願いいたします。

(吉田事務局長)

はい。議案第2号荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものです。議案書の16、

17 ページになります。対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積は議案書の記載の通りです。今回対象地は 15 件、28 筆、合計で 2 万 7482 平米です。今回の対象地につきましても前回と同様、皆様にご協力をいただいた農地利用状況調査の結果、B 判定となった農地の所有者に対して非農地判断についての意向確認を行い、同意をいただいた土地になります。現況は既に山林かもしくは原野化しており、農地の復旧が見込めないため、非農地判断を行うものです。非農地判断を行った際には対象地を農地法第 2 条第 1 項の農地として該当しないということになります。以上、議案第 2 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局より説明ありました。この件について何かご意見、質問等はございますか。

(濱北会長)

はい。どうぞ。

(石井委員)

これですね。こないだ調べた中に山林化している B 判定で出していた農地の所有者が通知が来ていたから、役場に問い合わせたら、木を切ってくださいと言われたそうなんですけど。

(事務局前田)

この非農地判断の中にあるものですか。

(石井委員)

ないです。

(事務局前田)

この調査の中には、青地の農地もあります。どうしても青字の場合はちょっと今、

(石井委員)

青地じゃないと思うんですよ。

(事務局前田)

ちょっと地図を見ながらちょっと話した方がいいと思うので、後ほどちょっとゆっくりお話ししたいと思いますんですけど、青地の場合はどうしても地目変更できないのでっていうところでお答えしたケースは、あります。

(石井委員)

そうですか。

(事務局前田)

基本的に皆さんに出していただいた B 判定の白地の部分っていうのは、地権者に同意をいただいてこのように非農地案件に出しているのですが、どうしても青地についてはまだ非農地判断にかけていない状況です。

(濱北会長)

はい。他にありませんか。ないようですので採決をいたします。

議案第 2 号について、原案の通り許可、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですね議案第 2 号は原案の通り決定をいたします。

(濱北会長)

次に進みます。18 ページです。今日の最後です。議案第 3 号農用地利用集積計画 (案) の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。議案第 3 号農用地利用集積計画案が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を求めるものです。今回の申請につきましては、19 ページが統括表となり、2022 年の期間ごとの総括になります。20 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては、21 ページ、賃借権 1 件、1 筆、941 平米となっております。以上、議案第 3 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今準備について説明がありました。この件について、何か質問はないですか。

(濱北会長)

ないですか。採決していいですか。はい。ありがとうございます。

議案第 3 号について原案の通り決定することに賛成である農業委員は挙手をお願いします。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成です。議案第 3 号は原案の通り決定をいたします。

以上で、本日の提出議案は全て終わりましたが、委員の皆さんから何か質問等その他の件でもありませんか。

(濱北会長)

質問ないですか。なければ事務局からお願いします。

(事務局前田)

それでは事務局から事務局の方から年度初めの配布物を皆さんに配っております。年間スケジュールについては、議会等の都合で変更になる場合もございます。こちらですね、随時ご連絡を差し上げる形にしますので、どうぞよろしく申し上げます。それではまた今年度も年間よろしく願いいたします。

(濱北会長)

それでは、これもちまして、令和 4 年度第 1 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会 (終了 午前 10 時 33 分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印